平成２９年（フ）第３５８３号
東京都昭島市郷地町１丁目５―15
債務者　根岸　光広
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５９３号
東京都渋谷区本町１―18―３　グランドガーラ幡ヶ谷ＷＥＳＴ503、住民票上の住所神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目５―18
債務者　吉田　大祐
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４４号
東京都府中市美好町１丁目10番地都営１―611
債務者　宮嶋松次郎
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３５号
栃木県栃木市平柳町１丁目43番11号
債務者　安藤美知子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第５６６号
横浜市金沢区西柴１丁目10番７号　ジュネスカーサ201
債務者　海野　敢士
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００６号
神奈川県藤沢市本町４丁目８番38―401号
債務者　田上　哲也
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２０号
東京都町田市森野６丁目62番地都営森野６丁目４―301
債務者　荒　　典子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６５２号
神奈川県藤沢市稲荷１丁目９番１―1402号
債務者　佐野　麻矢（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３１号
横浜市港北区下田町２丁目12番３号
債務者　海谷　純子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８２号
横浜市磯子区岡村７丁目23番５号
債務者　覚田　浩志
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９３号
横浜市戸塚区下倉田町496番地１　第２小杉コーポ102号
債務者　福井　武善
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２号
沖縄県沖縄市古謝２丁目22番39号　知念方
債務者　塩濱真樹子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３５号
鹿児島県鹿児島市大明丘２丁目22番11号
破産者　中原征一郎
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３４号
大分県中津市高瀬11番地13　メゾン・ド・ダン202、住民票上の住所大分市大字駄原1244番地の４（パストラル志手102）
破産者　桒原　精一
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３６１号
埼玉県幸手市東２丁目30番15号、旧住所埼玉県幸手市東２丁目29番10号　青木ハウス103
破産者　坂元絵理子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係